

保護者の皆様へ

福生市子ども家庭部子ども育成課長

「リバウンド防止措置」解除に伴う保育所等の対応について

日頃から、福生市の保育所等の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策を徹底してくださっている保護者の皆様に、重ねてお礼申し上げます。

さて、この度、東京都の「リバウンド防止措置」が令和3年10月24日（日）に解除されることに伴い、福生市の新型コロナウイルス感染症対策が変更となりますので、次のとおりお知らせいたします。

市内の保育所等につきましては、感染予防・拡大防止の対策を徹底した上で、原則として通常どおり開所いたします。

なお、東京都は令和3年10月25日（月）から11月30日（火）までを「基本的対策徹底期間」とし、都民や都内事業者に新型コロナウイルス感染症再拡大防止の協力依頼等の対応を実施します。

保護者の皆様におかれましても、引き続き、園児の健康管理や御自宅の衛生管理をこれまで以上に徹底していただきますようお願いいたします。

1 情報共有の徹底について

園児や保護者等が、新型コロナウイルス感染症に関して、次に当てはまる場合は、直ちに保育所等に連絡して情報共有を図っていただきますようお願いいたします。

- | |
|---|
| ① 感染が判明した場合
② 濃厚接触者に特定された場合
③ PCR検査の対象者となった場合 |
|---|

2 その他

- (1) 園児の体調には十分留意し、**園児や同居家族に発熱などの風邪のような症状が出た場合は、登園しないでください。必ず医療機関を受診し、医師の判断に従ってください。**
- (2) 令和3年1月8日以降、臨時休園の場合を除き、保育料の日割減額は実施しないこととしています。

【問合せ】

福生市子ども家庭部子ども育成課
保育係 042-551-1780（直通）